

理事会の決定権限の委任に関する規程

学校法人菅原学園

令和4年10月 1日(制 定)

令和4年10月 1日(発 行)

(令和7年 4月 1日(第1回改正))

(第2版)

点 認	作 成
	
令和7年3月24日	令和7年5月24日

理事会の決定権限の委任に関する規程

（目的）

第１条 この規程は、学校法人菅原学園（以下「法人」という。）の業務の円滑な運営を図るため、理事会の業務決定の権限の委任について定めることを目的とする。

（理事会の決定事項）

第２条 理事会は、法人の業務について、次に掲げる事項を決定する。

- （１）予算及び事業計画の作成又は変更
- （２）事業に関する中期的な計画（中期事業計画）の作成又は変更
- （３）計算書類、計算書類の附属明細書、財産目録の承認
- （４）事業報告書、事業報告書の附属明細書の承認
- （５）借入金（当該会計年度内の収入を以って償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分及び譲受け
- （６）役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給基準の策定又は変更
- （７）会計監査人に対する報酬等の決定
- （８）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- （９）寄附行為の変更
- （１０）合併及び解散
- （１１）残余財産の帰属者の決定
- （１２）収益事業を目的とする事業に関する重要事項
- （１３）寄附金品の募集に関する事項
- （１４）理事会が行う評議員の選任・解任
- （１５）評議員会が選任する理事の候補者の推薦
- （１６）理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定・解職
- （１７）業務執行理事の担当業務の決定
- （１８）理事長職務代行順位の決定
- （１９）理事個人との競業取引及び利益相反取引の承認
- （２０）役員又は会計監査人の損害賠償責任の一部免除
- （２１）役員又は会計監査人のために締結する賠償責任保険契約の内容決定
- （２２）評議員会が選任する評議員の候補者の推薦
- （２３）評議員会が選任する監事候補の推薦
- （２４）評議員会が選任する会計監査人候補の推薦
- （２５）顧問・参与の推薦
- （２６）大学の学長、事務局長及び専門学校の校長、幼稚園の園長並びに法人本部長の選任・解任

- (27) 評議員会の招集の決定
- (28) 内部統制システムの整備
- (29) 学則（園則を含む）及びその他理事会の定める諸規程、諸規則の制定又は変更

- (30) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (31) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

（理事長への委任事項）

第3条 理事会は、法人及び法人が設置する学校等の業務のうち、前条、次条、第5条及び第6条に定める事項以外の業務を理事長に委任する。

（学長への委任事項）

第4条 理事会は、大学の管理・運営に関する業務のうち、前2条に定める事項を除き、教育・研究に関する業務を大学学長に委任する。

（校長、園長への委任事項）

第5条 理事会は、専門学校、幼稚園の管理・運営に関する業務のうち、第2条に定める事項を除き、教育に関する業務を校長、園長に委任する。

（保育園園長への委任事項）

第6条 理事会は、保育園の管理・運営に関する業務のうち、第2条に定める事項を除き、保育に関する業務を保育園園長に委任する。

（複委任）

第7条 理事長、学長、校長、園長及び保育園園長は、理事会から委任された事項の一部を、理事会の定める諸規程・諸規則及び理事会の決定に反しない範囲で、所属職員にこれを委任することができる。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

制定 令和4年10月1日